

「介護給付費等の請求及び受領に関する届」等のご案内

次の「届出理由」に該当する場合は、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」等による届出が必要です。

項番	届出理由	提出する届	届出書の入手方法	提出期限
1	新規事業者の指定を受けた場合 (みなし事業者は不要)	介護給付費等の請求及び受領に関する届	指定年月の初旬に本会から法人宛てに送付いたします。	指定された月の18日 (必着)
2	法人名称、法人所在地、法人代表者が変更になった場合	介護給付費等の請求及び受領に関する届	東京都福祉保健財団又は区市町村等へ変更届をご提出後、本会から法人宛てに送付いたします。	届出書に同封された事務連絡に記載
3	振込金融機関・口座番号・口座名義を変更する場合	振込金融機関変更届	口座の変更を希望される場合は、本会へ直接お問い合わせください。 本会から送付いたします。 【TEL】03-6238-0327	変更しようとする支払月の前月20日 (必着)

！！注意事項！！

- (1) 提出期限が土・日曜日、祝日に当たる場合は、前営業日までとなりますのでご注意ください。
- (2) 届出書の提出期限を過ぎたり、書類等に不備がある場合は、支払が遅れる場合がございますのでご注意ください。
- (3) 次のような場合は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」と併せて「委任状」をご提出ください。

- ・「開設者」以外の方が「受領者」となる場合
- ・「開設者」と異なる法人が「受領者」となる場合

下記提出先へご連絡ください。本会から委任状の用紙をお送りいたします。

- (4) 請求媒体のご変更を希望される場合は、本会介護福祉課までご連絡ください。

【請求媒体変更の連絡先】

介護福祉課 TEL 03-6238-0207 (ダイヤルイン)

【「届出書」に関する問い合わせ先及び提出先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館8階

東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 支払担当課 支払担当係

TEL 03-6238-0327 (ダイヤルイン)